

「第2次広島県再犯防止推進計画」の骨子案について

1 要旨・目的

「第1次広島県再犯防止推進計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度（令和8年10月まで延長））（以下「第1次計画」という。）の計画期間が、令和8年10月末で終了することから、犯罪・非行をした人の更生支援に係る取組の更なる充実を図るため、次期計画を策定することとし、骨子案を次のとおりとする。

2 現状・背景

県では、令和3年3月に第1次計画を新たに策定して、関係機関・団体等と連携を図りながら、犯罪・非行をした人を地域で支え合う地域共生社会と安全・安心な広島県の実現に向けて様々な施策を総合的に推進している。

3 骨子案の概要

(1) 計画の位置づけ

- 再犯防止推進法第8条に基づく県計画
- 「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和8年度～令和12年度）における「地域共生社会」及び「治安・暮らしの安全」に係る分野別計画

(2) 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

(3) 策定に当たっての考え方

第1次計画の振り返りで見えた課題、社会情勢、国の動向等を踏まえるとともに、県民や関係団体の意見も把握し策定する。

(4) 骨子案の内容

別紙資料のとおり

(5) スケジュール

区分	6月	7月	8月	9月	10月
策定作業	骨子案整理	素案整理	パブコメ	計画案	策定
生活福祉保健委員会		●骨子案	●素案	●集中審議	
広島県再犯防止推進連絡会議※			●素案		

※再犯防止の計画策定や施策推進に向け、庁内関係課、国関係機関、市町（一部）、民間団体で構成。

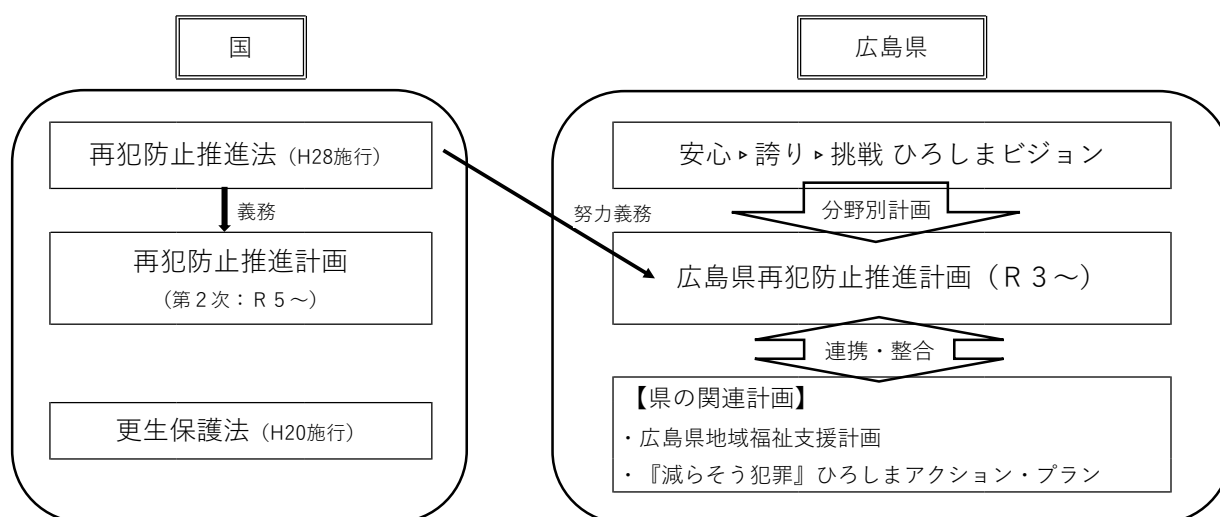
「第2次広島県再犯防止推進計画」骨子案

令和8年7月17日
環境県民局県民活動課

1 趣旨

本県では、再犯の防止等に関する法律（以下、「再犯防止推進法」）に基づき、令和3年3月に「広島県再犯防止推進計画」（以下、「第1次計画」）を策定し、再犯の防止の推進に取り組んできた。現在の計画期間が令和8年10月末で終期となることから、第2次計画を策定する。

2 計画の位置づけ

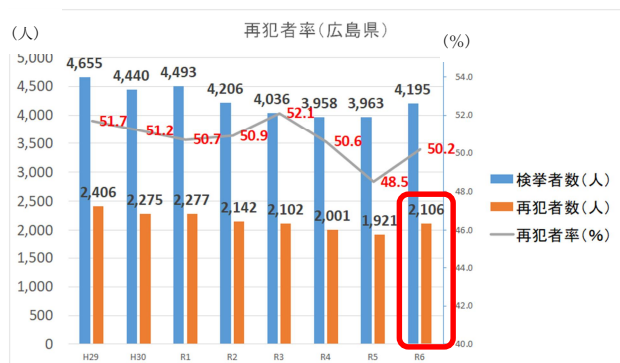


3 犯罪をした人の現状（刑事施設入所者等：広島県）

検挙者数は近年減少傾向にあったものの令和6年は増加に転じており、再犯に至る人は依然として約5割を占めている。その背景として、定職・住居を確保できない等のために社会復帰ができず、窃盗などの常習的な罪を犯してしまう人がある。

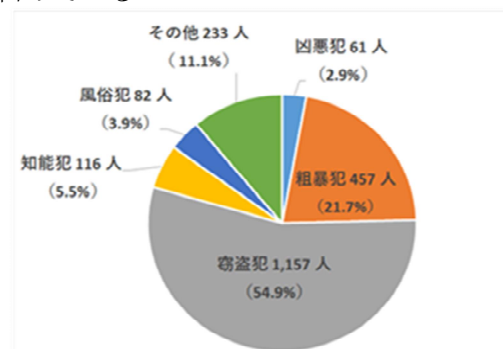
【検挙者中の再犯者数及び再犯者率】

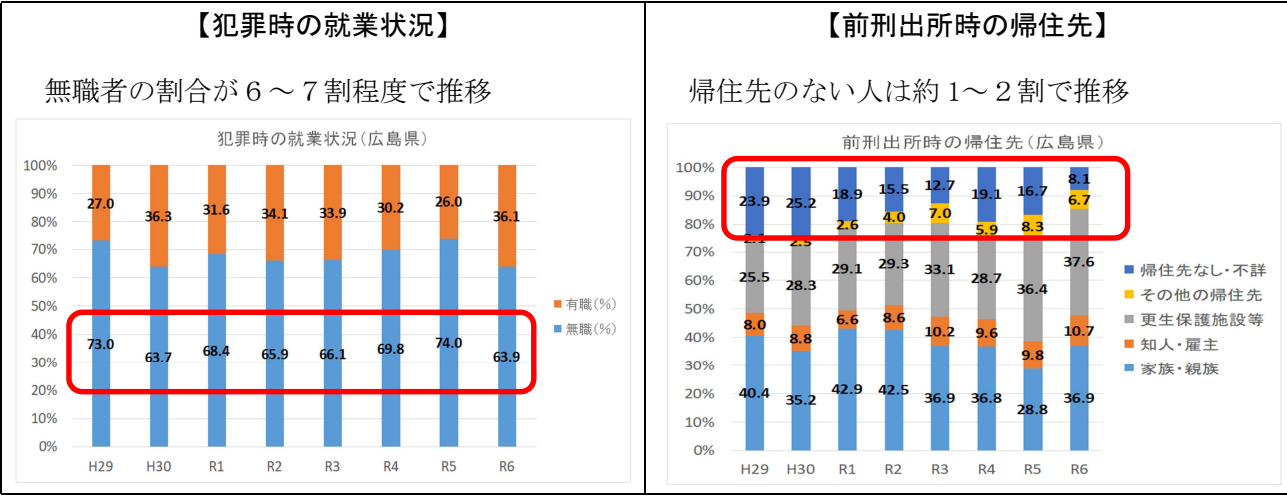
検挙者数と再犯者数の増減は連動しており、再犯者率は約5割程度で推移



【R6再犯者（2,106人）の罪種内訳】

再犯者のうち半数以上は窃盗犯（主に万引き）が占めている





（出典） 法務省大臣官房調査、犯罪統計書（広島県警察本部）、法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成

4 第1次計画の振り返り

（1）基本的な考え方と将来の目指す社会像

ア 基本的な考え方

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」等を踏まえて取り組む。

再犯防止推進法 第3条（基本理念）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。

イ 将来の目指す社会像

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会。

（2）施策体系

項目	目指す姿	小項目
Ⅰ 社会の理解促進・支援基盤の強化	犯罪をした者の生きづらさの理解が進むとともに、関係者間の情報共有等により更生支援の仕組みが確保・強化されている	（i）社会の理解促進
		（ii）支援基盤の強化
Ⅱ 生活上の基本ニーズの確保・回復	犯罪をした者への住居や福祉等サービスの提供が促進され、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいる	（i）住居等の確保
		（ii）保健医療・福祉サービスの利用支援
Ⅲ 社会参画の実現	犯罪をした者の就労や修学等を通じた、社会参画の実現が進んでいる	（i）就労に向けた支援
		（ii）修学等の支援

(3) 主な取組と成果指標の検証

I 社会の理解促進・支援基盤の強化

(i) 社会の理解促進

主な取組	「広島県再犯防止推進連絡会議」を立ち上げ、関係機関相互の連携を深めるため、情報共有などを行ったほか、市町における「地方再犯防止推進計画」の策定などを支援。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む	2 市	20 市町	23 市町 【達成】
評価・課題	- 政策的に関連が深い地域福祉計画に包含して一体的に策定されたこともあり、<u>全市町で「再犯防止推進計画」を策定。</u> - 一方、罪を犯した人の中には福祉的支援が必要にもかかわらず市町の相談窓口につながるできない人もいる。その際、国側も市町のどの窓口に繋いでいいかわからない、市町側も窓口相談に来た人の対応について国に問い合わせるケースがあるなど、<u>国と市町の連携体制が課題。</u>		
検討の方向性	<u>国と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援策検討時に刑事司法機関を参画させるなど、地域における息の長い復帰支援の体制整備に取り組む。</u>		

Ⅱ 生活上の基本ニーズの確保・回復

(i) 住居等の確保

主な取組	広島県居住支援協議会や居住支援を実施する民間団体の研修会等を通じて、罪を犯した者を対象とする居住支援法人 ^{※1} の設立を働きかけ。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数	1 法人	3 法人	11 法人 【達成】
評価・課題	・ 保護観察対象者を対象とする居住支援法人の数は 11 法人と増加し、民間の居住施設に入居できる人の割合も増加しているが、<u>出所時に帰住先のない人は依然として 1～2 割前後で推移。</u> ・ 引き続き、居住支援法人の増加の推進を図るとともに、賃貸人の不安を軽減する情報の提供など、更なる入居促進が必要。 ・ 居住支援を継続的に行っていくためには、福祉政策との更なる連携など、<u>地域の状況に応じた居住支援の実施体制の整備が必要。</u>		
検討の方向性	保護観察者を対象とした居住支援法人数の増加に関する取組を継続しつつ、 <u>各市町の住宅・福祉部局や民間の支援団体で構成される「居住支援協議会」^{※2}の設立を働きかけていく。</u>		

※1 居住支援法人：高齢者、障害者等住まい探しが難しい人々の民間賃貸住宅への入居をサポートする非営利法人、主な業として、物件情報の提供、入居後の見守りなど。

※2 居住支援協議会：地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体で、その運営を通じて、居住支援のニーズ・実態の把握、要配慮者等への情報提供・相談対応体制整備、関係者の連携促進等に関する具体的協議を行う。

(ii) 保健医療・福祉サービスの利用支援

主な取組	広島県地域生活定着支援センターにおいて、刑事施設出所者のうち、住居がなく、高齢又は障害により自立した生活が困難な人に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率※（3年平均） ※住居、保健医療、福祉サービスの提供を受けている者/調整した者	83% (H29～R 1)	88% (R 4～R 6)	87% (R 4～R 6) 【未達】
評価・課題	・ <u>地域生活定着支援センターの支援対象となった人の1年後の地域定着率（3年平均）は、令和3年度67%、令和4年度67%、令和5年度72%、令和6年度80%、令和7年度87%と着実に上昇していることから、同センターの取組は一定の効果を挙げていると捉えている。</u> ・ しかしながら、支援が行き届かない時間帯に、再犯回数が多い人が窃盗、傷害等の常習性の高い犯罪を再び行ってしまうケースや、薬物依存がある人が依存症回復施設から出奔することで行方不明となるケースがあった。 ・ 再犯・行方不明になった人については、<u>再犯理由の把握や事後評価が困難</u>となっている。		
検討の方向性	<u>司法機関との連携により、再犯理由等の聴取や類似ケース等の情報共有等を図り、支援内容に関する振り返りや効果検証を行いながら、引き続き、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施する。</u>		

Ⅲ 社会参画の実現

(i) 就労に向けた支援

主な取組	国と連携した協力雇用主の登録推進のほか、就労意欲を有しているものの自力での就労が困難な起訴猶予者等に対して、就職及び職場定着のための就労支援を実施。		
指標名	策定時数値 (R 2)	目標値 (R 7)	実績値 (R 7)
県が就労支援した者の就労継続率（就職後 3 か月時点）	—	90%	83% (単年値) 【未達】
評価・課題	・ 国の就労支援事業は矯正施設入所中や、保護観察期間中、更生緊急保護期間中のみが対象であったことから、県が ✓ 検察庁と協定締結し、勾留中の人に対する就労支援 ✓ 保護観察期間終了後や更生緊急保護期間終了後も継続した就労支援を実施した。 ・ <u>就労継続率は、令和 3 年度 83%、令和 4 年度 57%、令和 5 年度 65%、令和 6 年度 100%となっており、継続率の高い年度があることから、取組の効果は一定程度あると捉えている。</u> ・ <u>就職後 3 か月以内の早期に離職する人の中には、突然出奔してしまう人や、障害が認定されていなくても発達障害など何らかの障害があり支援当初から福祉に繋ぐべきだった人がおり、対象者の特性に寄り添った対応が必要。</u> ・ <u>就労支援に携わる機関からは、これまでの県の就労支援対象者以外の人においても支援の要望者がいることを聴き取っており、対象者の拡充が必要。</u>		
検討の方向性	従来、 <u>支援対象ではなかった起訴猶予者等や関係機関から支援要請のある人など、罪を犯した人を広く対象とし、支援対象者の実情に寄り添った支援を推進する。</u>		

5 国の動向

(1) 第二次再犯防止推進計画（国）（令和5年3月）

犯罪・非行をした人が、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことの環境を整備するため、国・都道府県・市町の役割が明確化。

県の役割として域内のネットワーク構築等が記載されるとともに、国においても「地域による包摂の推進」を重点課題として設定。

(2) 更生保護法の改正（令和5年12月）

勾留中の被疑者等への生活調整及び刑執行終了者等のうち、必要と認める人への援助の規定が設けられ、国の関与が拡大。

また、出所後等の息の長い支援を推進するため、地域援助（支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために必要な市町単位の連携体制）を規定。

6 第2次計画の検討の方向性（一部再掲）

第2次計画の策定にあたっては、第1次計画の振り返りで見えた課題、国の動向等を踏まえ、次のとおり検討を進める。

(1) 刑事司法機関及び市町が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】

罪を犯した人の支援に際しての国と市町の連携不足という現状や、国の再犯防止推進計画で明確化された域内のネットワーク構築という「県の役割」を踏まえ、県が主体となって刑事司法機関と市町の福祉部局の連携を強化するため、市町における支援策検討時に刑事司法機関を参画させるなど、地域における息の長い復帰支援の体制整備に取り組む。

(2) 地域における居住支援体制の推進【拡充】

保護観察者を対象とした居住支援法人数の増加に関する取組を継続しつつ、各市町の住居・福祉部局や民間の支援団体で構成される「居住支援協議会」の設立を働きかけていく。

(3) 就労に係る相談機能の充実【拡充】

更生保護法の改正により、国の支援範囲が拡大したが、国の支援実施が未定の部分については、引き続き、県が就労支援を実施する。

加えて、起訴猶予者等や関係機関から支援要請のある人など、罪を犯した人を広く対象とし、支援対象者の実情に寄り添った様々な支援を推進する。

【就労支援に係る変更点】

第1次計画

国：刑務所入所中、保護観察等期間中のみ関与

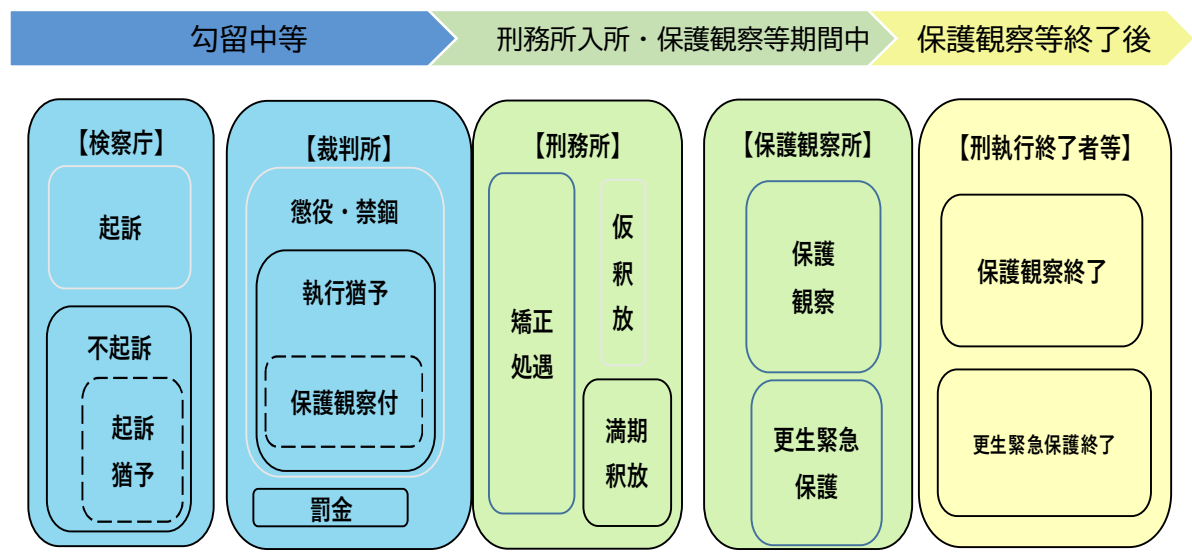
県：地方検察庁や保護観察所と協定等を締結し、勾留中の人や保護観察等期間終了者のうち就労支援が必要な人に独自支援を実施

第2次計画

国：勾留中の人のうち、就労支援が必要とする人へ就業先の調整が可能（実施は未定）

また、保護観察等期間終了者のうち就労支援が必要な人への支援も可能

県：国の支援が実施される部分を除き、これまでと同様に就労支援を実施するとともに、起訴猶予者等や関係機関から支援要請者などに対しても就労支援を実施



【第1次計画】

国	就労支援
県	就労支援



【第2次計画】

国	就労支援	就労支援	就労支援
県	就労支援 ※起訴猶予者等に対象を拡大		就労支援 ※関係機関からの支援要請者等に対象を拡大

7 第2次計画の骨子（案）について

（1）基本的な考え方と将来の目指す社会像

再犯防止推進法第3条の基本理念及び国の再犯防止推進計画に掲げる5つの基本方針から引用しており、第1次計画の内容を維持する。

ア 基本的な考え方～変更なし（再掲）

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」等を踏まえて取り組む。

再犯防止推進法 第3条（基本理念）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。

イ 将来の目指す社会像～変更なし（再掲）

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会

（2）計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

（3）施策体系と取組の方向性

ア 施策体系～変更なし（再掲）

引き続き、国の再犯防止推進計画の重点課題に沿って取り組むこととし、第1次計画の内容を維持する。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	（1）社会の理解促進
	（2）支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	（1）住居等の確保
	（2）保健医療・福祉サービスの利用支援
3 社会参画の実現	（1）就労に向けた支援
	（2）修学等の支援

イ 取組の方向性

次のとおり整理する。

施策項目	今後の取組の方向性（県実施分）
I 社会の理解促進・支援基盤の強化	
（i）社会の理解促進	・ 県・市町の取組の更生支援の視点の推進 ・ 地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・ 県民の更生支援の関心の喚起
（ii）支援基盤の強化	・ <u>刑事司法機関及び市町の福祉部局等が連携した地域における</u> <u>息の長い復帰支援の推進【新規】</u> ・ 関係機関の連携強化 ・ 支援に携わる人への司法分野等の制度の理解の推進 ・ 民間ボランティアの確保・育成
II 生活上の基本ニーズの確保・回復	
（i）住居等の確保	・ <u>地域における居住支援体制の推進【拡充】</u> ・ 居住支援法人の増加 ・ 生活困窮者自立支援制度 ・ 公営住宅の連帯保証人要件の撤廃
（ii）保健医療・福祉サービスの利用支援	・ 地域定着支援センターによる支援 ✓被疑者等の利用調整 ✓帰住先がある人の利用調整 ✓支援辞退者の縮減 ✓市町、福祉サービス事業等への広報周知 ✓センター業務のICT化 ・ 利用調整に関わる機関の連携 ・ 薬物依存を有する人の治療・回復の支援 ・ 薬物依存を有する人に対する支援情報の提供 ・ 特性に応じた支援
III 社会参画の実現	
（i）就労に向けた支援	・ <u>就労に係る相談機能の充実【拡充】</u> ・ 協力雇用主の業種の拡大 ・ 生活困窮者自立支援制度（再掲）
（ii）修学等の支援	・ 復学・進学に関する情報提供 ・ 学習支援の提供

《参考》取組の方向性にかかる第1次計画と第2次計画（案）の比較

施策項目		
取組の方向性（県実施分）		
	第1次計画	第2次計画（案）
I 社会の理解促進・支援基盤の強化		
（i）社会の理解促進		
	・県・市町の取組の更生支援の視点の推進 ・地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・県民の更生支援の関心の喚起	・県・市町の取組の更生支援の視点の推進 ・地域の支援者の更生支援の視点の推進 ・県民の更生支援の関心の喚起
（ii）支援基盤の強化		
	・市町再犯防止推進計画の策定 ・関係機関の連携強化 ・支援に携わる者への司法分野等の制度の理解の推進 ・民間ボランティアの確保・育成	・<u>刑事司法機関及び市町の福祉部局等が連携した地域における息の長い復帰支援の推進【新規】</u> ・関係機関の連携強化 ・支援に携わる人への司法分野等の制度の理解の推進 ・民間ボランティアの確保・育成
II 生活上の基本ニーズの確保・回復		
（i）住居等の確保		
	・居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 ・生活困窮者自立支援制度 ・公営住宅の連帯保証人要件の撤廃	・<u>地域における居住支援体制の推進【拡充】</u> ・居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 ・生活困窮者自立支援制度 ・公営住宅の連帯保証人要件の撤廃
（ii）保健医療・福祉サービスの利用支援		
	・地域定着支援センターによる支援 ✓被疑者等の利用調整 ✓帰住先がある者の利用調整 ✓支援辞退者の縮減 ✓市町、福祉サービス事業等への広報周知 ✓センター業務のICT化 ・利用調整に関わる機関の連携 ・薬物依存者の治療・回復の支援 ・薬物依存者に対する支援情報の提供 ・特性に応じた支援	・地域定着支援センターによる支援 ✓被疑者等の利用調整 ✓帰住先がある人の利用調整 ✓支援辞退者の縮減 ✓市町、福祉サービス事業等への広報周知 ✓センター業務のICT化 ・利用調整に関わる機関の連携 ・薬物依存を有する人の治療・回復の支援 ・薬物依存を有する人に対する支援情報の提供 ・特性に応じた支援
III 社会参画の実現		
（i）就労に向けた支援		
	・被疑者、被告人の就労・職場定着支援 ・協力雇用主の業種の拡大 ・生活困窮者自立支援制度（再掲）	・<u>就労に係る相談機能の充実【拡充】</u> ・協力雇用主の業種の拡大 ・生活困窮者自立支援制度（再掲）
（ii）修学等の支援		
	・復学・進学に関する情報提供 ・学習支援の提供	・復学・進学に関する情報提供 ・学習支援の提供